

自伐林家等林業機械レンタル

事業のポイント

近年稼働した大型製材工場や県内2箇所の木質バイオマス発電所及び、隣接県で稼働した大型製材工場等により、さらに拡大する原木需要に対して、県内の木材加工施設等が必要とする原木を確保するため、自伐林家等小規模林業を实践する者(小規模林業推進協議会の会員)が行う原木生産に必要な林業機械等のレンタルを支援することにより、**原木の増産**を図ります。

また、**原木の安定供給**のため、補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等へ優先して供給(出荷)していただくことにより、地域に必要な原木生産の一翼を担う林業就業者として活躍していただきます。

【事業の内容等】

事業主体：小規模林業推進協議会の会員

補助事業者：市町村

事業実施される方は、市町村に事業計画書及び補助金交付申請をしていただくようになります。

補助対象経費：レンタル料及び回送に要する経費(ただし、消費税及び返却時の修繕費等を除く)

補助対象機械等：バックホウ(0.25m³規格相当以下)、林内作業車、ダンプトラック等
木材の集材・運搬に必要な機械。

補助率：2分の1以内 レンタル期間は3ヶ月以内

補助金額の上限は林業機械の種類で2通りに区分。

①補助金額の上限15万円/月・台以内

対象機械：バックホウ(6~8t・0.25m³相当、グラップル付き含む)、
ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車

②補助金額の上限10万円/月・台以内

対象機械：①以外のその他の機械(バックホウ(3tクラス)、アタッチメント等)

〈採択要件〉

- (1) 小規模林業推進協議会の会員であること。
- (2) 補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木加工流通施設等[※]へ優先して供給(出荷)しなければなりません。
- (3) レンタルにより新たに小規模林業に取り組む方は問題ありませんが、既に原木を生産している方は過去3年間(生産量が「0」の年も含む)の平均生産量を上回る原木の生産をしていただく必要があります。
ただし、当年度の計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判断することができます。
- (4) 対象となる樹種は、スギ・ヒノキ・広葉樹(木炭・椎茸栽培用含む)とします。
- (5) 安全な施業を実施するために、事業実施主体は、レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得してください。
- (6) 補助金の申請後に、レンタル機械が変更・追加・廃止になる場合は事前に変更申請が必要です。
- (7) 機械は法人登録されたレンタル会社等からレンタルしてください。(個人が所有するレンタル機械は対象となりません。)
- (8) レンタルの費用の補助残は自己負担でお願いします。(他の補助事業との重複禁止)
- (9) 補助事業の申請等に使用した関係書類は、5年間大切に保管して下さい。

※ 上記(2)の「原木加工流通施設等」とは、原木市場、製材工場、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含みます。